

障害者福祉システム等標準化検討会 （第3回）

令和7年度下期に検討を要する主な論点 （事務局案）

令和7年9月26日

事務局提出資料

1. 令和7年度下期に検討を要する主な論点について

○ 標準仕様書【第5.0版】を改定するための主な検討論点及び改定時期は以下のとおりです。

No	検討論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日 閣議決定)に伴う、地方税における給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、その他の所要の措置による管理項目等の検討 (令和8年度分以後の個人住民税について適用)	制度改正	2頁	令和8年1月
2	令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日 閣議決定)に伴う、地方税における扶養控除の見直し(33万円を12万円に引き下げ)による管理項目等の検討 (令和9年度分以後の個人住民税について適用)	制度改正	3－5頁	
3	PMHの仕様書変更に伴う、自立支援医療、療養介護医療・肢体不自由児通所医療のPMH連携に関する規定内容の検討	制度改正以外	6－7頁	
4	支払基金の名称変更に伴う、機能要件等の修正 ※「医療法等の一部を改正する法律案」が衆議院で閉会中審査、参議院で継続審査となっているため、今後の動向を踏まえて検討を行う	制度改正	8頁	

※ 標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえ、上記の改定時期に合わせて標準仕様書の見直しを行う場合があります。

2. 検討論点1の概要について

- 検討論点1の概要は以下のとおりです。令和7年度税制改正大綱(令和6年12月27日 閣議決定)に伴う、地方税における給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、その他の所要の措置による税務システム標準仕様書の改定、それを踏まえた制度所管担当課における検討により、障害者福祉システム標準仕様書に影響があると判断した場合は、所要の改定を行う予定です。

令和7年度税制改正の大綱

(地方税)

(1) 給与所得控除

給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。

(2) 特定親族特別控除（仮称）

- ① 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

親族等の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

- ② その他所要の措置を講ずる。

(3) 所得税における（2）から（4）までの見直しに伴う所要の措置

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
② ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
③ 勤労学生の前年の合計所得金額要件を85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げる。
④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

現時点において、基本的には税制改正後の値を用いて所得判定等を行う方向で検討中です。

特定親族特別控除に関する項目については、制度所管担当課の検討状況等を踏まえ、機能別連携仕様（個人住民税システム）に追加され、必要な項目は障害者福祉システムに連携される予定です。これらを踏まえて、標準仕様書について所要の改定を行う予定です。

なお、特別児童扶養手当及び国制度手当について、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案」に関するパブリックコメントを実施済。

3. 検討論点2の概要について(1／3)

- 検討論点2の概要は以下のとおりです。令和6年度税制改正大綱(令和5年12月22日 閣議決定)に伴う、地方税における扶養控除の見直し(33万円を12万円に引き下げ)に係る「第2回扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議(令和6年11月27日開催)」の結果を踏まえて、標準仕様書に影響がある場合は所要の改定を行う予定です。

第2回 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議 議 事 次 第

扶養控除の見直しに係る所得税・個人住民税の課税総所得金額等を基準に用いている 各種制度等に関する状況調査について

資料3

〔 令和6年11月27日(水)
(持ち 回 り 開 催) 〕

議 事

扶養控除の見直しに係る所得税・個人住民税の課税総所得金額等を基準に用いている各種制度等に関する状況調査について

【配付資料】

- 資料1 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議の開催について
資料2 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議幹事会の構成員の官職の指定について
資料3 扶養控除の見直しに係る所得税・個人住民税の課税総所得金額等を基準に用いている各種制度等に関する状況調査について

1. 調査の概要

- 扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、これらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないようにするため、影響を受ける制度・事業を把握するとともに、対応の方向性を確認する調査を、各府省庁及び地方公共団体に対して実施。
- 影響を受ける制度・事業のあった各府省・地方公共団体において、当該制度・事業について、対応方針を調査。

<具体的な対応方針>

- ①扶養控除の見直し前と同様の受給要件となるよう、算定方法の調整(追加で加減算)や基準額の変更等を行う

例: 住民税所得割額を活用 → 住民税所得割額 - 調整額(扶養控除の見直しによる増加分)を活用

- ②扶養控除の見直しの影響を受けないよう、基準を税額等を活用しない「合計所得金額」等に見直す

例: 住民税所得割額を活用 → 合計所得金額を活用 ※所得控除適用前の額

2. 結果の概要

- 国 : 影響を受ける制度は57件あり、対応が必要となる全ての制度において、①追加の加減算等を行うことにより対応することを確認。
- ・ 地方 : 影響を受ける事業は11,552件あり、対応が必要となる全ての事業において、対応を行うことを確認。

【出典】 令和6年11月27日 「第2回 扶養控除見直しの影響への対応に係る関係府省会議」 議事次第、資料3

3. 検討論点2の概要について(2/3)

(続き)

扶養控除の見直しの影響に関する調査結果の概要(国の制度)

- 扶養控除の見直しの影響を受けると見込まれる制度について、各府省庁を対象に調査を行ったところ、57件の制度が該当。
- 今後の対応の方向性について、全ての制度において、扶養控除の見直し前と同様の受給要件となるよう、追加で加減算等による調整を行う方向を確認。 **今後、所管府省において政省令改正や事務連絡・通知の発出等によって対応を行っていく。**

<扶養控除の見直しへの対応が必要となる制度>

こども家庭庁	...	12件 (うち所得税関係1件、住民税関係12件)
文部科学省	...	8件 (うち所得税関係0件、住民税関係8件)
厚生労働省	...	32件 (うち所得税関係6件、住民税関係29件)
経済産業省	...	1件 (うち所得税関係1件、住民税関係0件)
国土交通省	...	4件 (うち所得税関係4件、住民税関係4件)
合計	...	57件 (うち所得税関係12件、住民税関係53件)

※ 所得税関係と住民税関係の合計が全体の件数を超過するのは、双方に關係する制度が
※ 今後、各府省庁の更なる精査により、件数は変動することがあり得る。

今後、政省令の改正や事務連絡・通知の発出等により対応するとされています。

(参考) 新しい算出方法の具体例

- ・ 見直し後の所得割額：24万円
- ・ 見直し前の扶養控除：33万円
- ・ 見直し後の扶養控除：12万円
- ・ 市町村民税率：0.1

新しい算出方法

$$\begin{aligned} &= 24 - (33 - 12) \times 0.1 \\ &= 24 - 2.1 \\ &= 21.9 \text{ (計算後の所得割額)} \end{aligned}$$

<加減算等による調整>

扶養控除見直し前と同じ数値が算出されるように調整を行う。

(例1) 住民税所得割額を参照する制度において、算定方法の調整により対応する場合

→ 算定方法を変更し、見直し前の扶養控除額と見直し後の扶養控除額との差額に市町村民税率を乗じた額を、所得割額から減じる。

$$\text{新しい算出方法} = \text{扶養控除見直し後の所得割額} - \text{新旧の扶養控除の差額} \times \text{市町村民税率}$$

(例2) 課税所得金額を参照する制度において、算出方法の調整により対応する場合

→ 算定方法を変更し、見直し前の扶養控除額と見直し後の扶養控除額との差額を、課税所得金額に追加で控除する。

$$\text{新しい算出方法} = \text{扶養控除見直し後の課税所得金額} - \text{新旧の扶養控除の差額}$$

3. 検討論点2の概要について(3／3)

(続き)

扶養控除の見直しへの対応が必要な国の制度一覧

一時預かり事業	こども家庭庁	国民健康保険制度	一部負担割合判定	厚生労働省
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業 ※令和7年度は、児童福祉法上の乳児等通園支援事業として位置付けられる。			高額療養費限度額	
子どものための教育・保育給付 （0～2歳児の保育所・認定こども園等の保育料等）		後期高齢者医療制度	一部負担割合判定	
子ども・子育て支援交付金（子育て世帯訪問支援事業）			高額療養費限度額	
子ども・子育て支援交付金 （親子関係形成支援事業）			高額介護合算療養費	
助産の実施における自己負担		職業転換給付金 （就職促進手当、訓練手当）		
未熟児への養育医療の自己負担		中高年齢失業者等求職手帳		
結核児童の療養費の自己負担		緊急小口資金等の特例貸付		
児童入所施設措置費		職業能力開発大学校等における授業料等減免制度		
障害児支援における利用者の自己負担		指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額		
障害児入所給付費等国庫負担金及び 障害児入所医療費等国庫負担金	文部科学省	特例介護給付費等の給付対象となる障害福祉サービスに係る負担上限月額		厚生労働省
障害児通所支援（児童福祉法に基づくサービス）や障害福祉サービス（障害者総合支援法に基づくサービス）による措置に関してやむを得ない事由による措置を行った場合の利用者負担の額		身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は児童福祉法に基づくやむを得ない事由による措置を行った場合の費用の支給に係る負担上限月額		
高等学校等就学支援金		自立支援医療費支給に係る自己負担上限月額		
高校等で学び直す者に対する修学支援		措置入院に係る自己負担上限額		
高校生等奨学給付金		補装具費の支給		
海外の日本人高校生への修学支援		訪問介護利用被爆者助成事業		
高校等専攻科の生徒への修学支援		指定難病に係る医療費助成制度		
日本学生支援機構の貸与型奨学金		小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度		
		小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業		
		ハンセン病療養所非入所者給与金		
		肝炎治療特別促進事業		
		ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業		

「扶養控除の見直しへの対応が必要な国の制度一覧」に記載されている障害者福祉システム標準仕様書に係る制度は、以下のとおりです。

- ・ 障害児支援における利用者負担上限月額
- ・ 障害福祉サービス等に係る利用者負担上限月額
- ・ 自立支援医療費支給に係る負担上限月額
- ・ 補装具費の支給

4. 検討論点3の概要について(1／2)

- 検討論点3の概要は以下のとおりです。デジタル庁がホームページで公表しているPMHの仕様書等が、令和7年7月25日及び令和7年9月11日に更新されたため、変更に伴う影響・対応等について、デジタル庁と連携し、障害者福祉システム標準仕様書の見直しの必要性を含めて、論点の整理を行いました。

デジタル庁

[ホーム](#)[一般の方](#)[行政・事業者の方](#)[プレス](#)

自治体・自治体システムベンダー向けの情報

デジタル庁のHPで公表されている「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH）」に関する自治体・自治体システムベンダー向け情報についての資料が更新されています。

- PMHに関する仕様等

PMH（医療費助成）に接続するために必要な仕様等の情報を掲載しています。

- [【PMH】自治体ベンダー向け資料（PDF／1,204KB）](#)（2025年7月25日更新）
- [【PMH】差分履歴連携仕様について（PDF／1,055KB）](#)（2025年7月25日更新）
- [【PMH】制度関連マスタ説明資料（PDF／1,726KB）](#)（2025年7月25日更新）
- [【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明（Excel／58KB）](#)（2025年9月11日更新）
- [ファイル設計書（ZIP／1,714KB）](#)（2025年7月25日更新）
- [API設計書（ZIP／15,156KB）](#)（2025年7月25日更新）
- [エラーコード一覧（Excel／45KB）](#)（2025年7月25日更新）
- [共通算定モジュールについて（PDF／1,676KB）](#)

- API連携バッチ

API連携バッチを活用する場合は以下をご確認ください。

- [API連携バッチ処理仕様書（PDF／383KB）](#)（2024年10月1日更新）
- [API連携バッチ設定手順書（PDF／2,195KB）](#)（2025年9月11日更新）

4. 検討論点3の概要について(2/2)

(変更内容の例)「【PMH】0703_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver.2.0」の一部

ファイル名称	登録用ファイル
ファイル形式	
文字集合	水準～JIS第四水準漢字)
文字コード	
文字符号化形式	
ファイル概要	成対象者情報を記載した全件連携用のCSVファイル。 費助成対象者情報の手動登録をするために自治体担当者がPMH画面上にアップロードす VファイルはCSVファイルの標準仕様(RFC4180)に準拠すること。 文字が項目値に含まれる場合、その対象の文字はPMH内で“●”に変換される。
区切り文字	

【凡例】

黒字：PMH内で処理を行うため情報。項目名（ヘッダ）に従って対応する設定値を記載する。

青字：対象者個人に係る情報。項目名（ヘッダ）に従って対応する対象者の情報を記載する。

赤字：受給者証情報のうち、従来の運用において医療機関が支払計算に用いる目的でレセコンへ転記している情報項目。項目名（ヘッダ）に従って対応する対象者の情報を記載する。

緑字：受給者証の券面情報をすべて登録するために用いる項目。受給者証の券面内容に応じて項目名（ヘッダ）を定め、対応する対象者の情報を記載する。記載方法はCSVサンプルを参照すること。

灰色背景色：R6年度仕様(v1.0)にてR5年度仕様、またはR6年度仕様(v0.5)に対して削除する項目。

朱色背景色：医科歯科合算項目（01～03）は、医科歯科併設の医療機関のみが使用する項目であるが、医科歯科併設の医療機関であっても、医療機関コードは医科と歯科で異なりレセプトはそれぞれで請求されるため、医科と歯科の個別の項目を確認いただくことで対応可能となることから、当該項目は令和7年度下期に連携廃止予定。（レイアウトの変更はなし）

必須(D列)：◎：必須、△：制度によって必須、→：他項目の条件により

#	項目名(ヘッダ)	桁数 (文字数)	データ型	固定長/可変長	書式	項目説明
1	機関別受給者証種別ID	50	string	可変	半角英数のみ	・自治体システムの中で受給者証の種類を一意に特定しているIDに相当するものを記載する。（エクセル等の管理のためシステム的なIDを持たない場合は、新たに採番する。） ・半角英数字(50)/可変長 (例) G123L 等
2	機関別受給者証ID ※v1.0にて削除	50	string	可変		自治体システム内で受給者証のデータ管理用IDを記載する。 ■バリデーション 半角英数のみ
3	個人番号（マイナンバー）	12	string	固定	半角数字のみ	
4	氏名	100	string	可変		
5	氏名カナ	100	string	可変		
6	住所	500	string	可変		
7	生年月日	10	date	固定	YYYY-MM-DD	生年月日を記載する。生年月日不詳の場合“1900-01-01”を記載する。
8	性別	1	string	固定	●コード値 0:不明 1:男 2:女	性別を記載する。
9	不開示フラグ	-	boolean	固定	true/false	・対象者の情報を不開示にするかを表す。 ・DVフラグ（支援措置区分）に代わるフラグで、より広い意味での活用を想定したフラグとする。 ・支援措置区分以外に不開示にする対象者を医療費助成システム上に管理していない場合、支援措置区分を連携してください（中間サーバの不開示フラグとの同期まで求めているものではありません）。

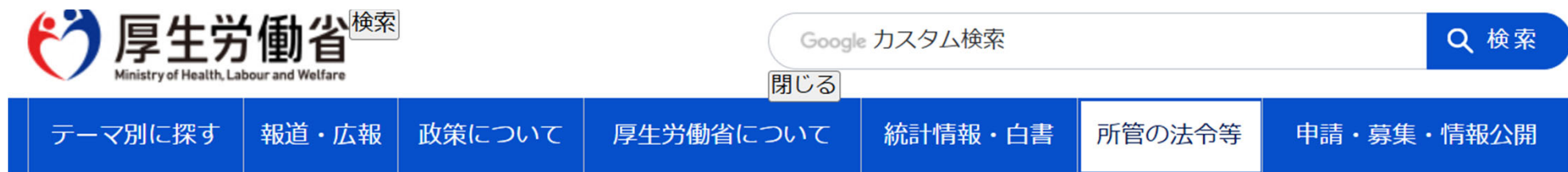
自己負担上限額種別の内、医科歯科入外合算、医科歯科入院、医科歯科外来の項目は、令和7年度下期に連携廃止予定となっています。

項目説明の内容が追加・変更されています。

上記の例以外についても様々な変更が見受けられますが、ファイルレイアウト自体（項目の名称・並び・数）の変更はなく、各項目に対する設定内容や解釈・説明が変更されています。

5. 検討論点4の概要について

- 検討論点4の概要は以下のとおりです。「支払基金の名称変更に伴う、機能要件等の修正」は、「医療法等の一部を改正する法律案」が衆議院で閉会中審査、参議院で継続審査となっているため、今後の動向を踏まえて、障害者福祉システム標準仕様書の機能要件等の表記を変更する予定としています。



[ホーム](#) > [所管の法令等](#) > [国会提出法案](#) > 第217回国会（令和7年常会）提出法律案

第217回国会（令和7年常会）提出法律案

▶ 所管の法令等

医療法等の一部を改正する法律案

- ▶ PDF [概要 \[325KB\]](#)
- ▶ PDF [法律案要綱 \[359KB\]](#)
- ▶ PDF [法律案案文・理由 \[1.2MB\]](#)
- ▶ PDF [法律案新旧対照条文 \[2.8MB\]](#)
- ▶ PDF [参照条文 \[449KB\]](#)

第二十三 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

- 一 題名を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、法人の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めること。（題名関係）